

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	(株)海外需要開拓支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置の創設
2	対象税目	(地方税9)(法人事業税:義) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 (株)海外需要開拓支援機構(以下「機構」という。)について、平成30年4月1日から平成46年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税について、資本割に係る課税標準を20億円とする。なお、適用年限については、株式会社海外需要開拓支援機構法第26条の規定により、平成46年3月31日までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならないことを踏まえ、平成45年度までとするものである。 《関係条項》 地方税法第72条の12第1項第1号ロ、株式会社海外需要開拓支援機構法第26条
4	担当部局	商務・サービスグループ クールジャパン政策課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成29年8月 分析対象期間:平成30年度～45年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
7	適用又は延長期間	機構が株式等の譲渡その他の処分等を行うよう努めなければならないとされている期間(平成46年3月31日)
8	必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓を行う事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動の促進を図り、もって当該商品又は役務の海外における需要及び供給の拡大を通じて我が国経済の持続的な成長に資する。 また、「未来投資戦略2017(平成29年6月9日)」では、「コンテンツや食、デザイン、観光等、我が国の魅力を、在外公館やジャパン・ハウス等も活用して国内外に発信し、お互いの相乗効果も図りつつ、地域産品の販路拡大や訪日外国人の増加等を通じた経済成長につなげる。その際に不可欠なクールジャパン関連産業の事業創出や持続的発展に資する取組を、クールジャパン機構やクールジャパン官民連携プラットフォーム等を有効活用しつつ推進する。」とされており、「明日の日本を支える観光ビジョン(平成28年3月30日)」においても、「官民ファンド(中略)により、民間による1兆円規模の事業に対する支援を実施」することとされ、実行主体として機構が位置づけられており、今後、支援実績を確実に拡大していくことが必要である。
	① 政策目的及びその根拠	《政策目的の根拠》 株式会社海外需要開拓支援機構法(平成25年6月19日法律第51号)第1条 「未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)」「明日の日本を支える観光ビジョン(平成28年3月30日閣議決定)」
	② 政策体系における	産業育成 クールジャパン

		政策目的の位置付け	
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓を行う事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動の促進を図り、もって当該商品又は役務の海外における需要及び供給の拡大を通じて我が国経済の持続的な成長に資する。</p>
			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>機構がその業務を遂行するに当たり、多額の資本割が課されれば、機構の財産基盤が維持できなくなるおそれがあるため、当該特例措置を創設することが機構の業務遂行上必要不可欠である。本措置を講ずることにより、上記「租税特別措置等により達成しようとする目標」の達成に寄与する。</p>
9	有効性等	① 適用数等	<p>適用数:1件(機構のみ)(平成30年度から45年度)</p> <p>適用額:20億円(平成30年度から45年度)</p>
		① 減収額	<p>約576百万円の見込み。(平成30年度以降毎年)</p> <p>(算出根拠)</p> <p>① 特例措置適用前 資本金額 117,200,000,000円 × 税率 0.5% = 586,000,000円</p> <p>② 特例措置適用後 資本金額 2,000,000,000円 × 税率 0.5% = 10,000,000円</p> <p>③ ① - ② = 576,000,000円</p>
		③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>平成30年度以降、5.76億円の税収減により、機構は同金額を出資に係る業務に活用でき、機構の民間補完の出資等が民間の出資等の呼び水となり、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓を行う事業が促進されることから、平成30年度以降平成45年度までに、約369億円の地方企業等の出資等の機会が追加的に創出されることが見込まれる。</p> <p>(積算根拠)</p> <p>92.16億円 × 4 = 368.64億円</p> <p>(注)1 機構の平成29年3月末における民間資金の呼び水効果は4倍(=機構及び金融機関等からの出融資額 ÷ 機構の出融資額)であるため、全体として機構支援額の4倍の案件形成が見込まれる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本措置を講ずることにより、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓を行う事業が促進されることから、平成30年度から45年度で369億円の地方企業等の出資等の機会の創出が見込まれるため、平成30年度から45年度で92.16億円の税収減を上回る効果が期待され、地域経済活性化に資する。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置を講ずることにより、機構において利益に関わりなく流出する租税公課が減額され、貸借対照表の純資産の部が改善し、財務基盤が維持・強化される。これは、利益に関わりなく流出する租税公課の分を事後的に追加出資や補助金等で手当とするよりも執行コストが小さく妥当である。</p>

			<p>なお、類似の官民ファンドである(株)地域経済活性化支援機構及び(株)民間資金等活用事業推進機構でも同様の措置が講じられている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>同一の目的であるほかの措置はない。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>機構の設立により、全国各地の生活文化や伝統文化を活かしたクールジャパン商材の開発・発掘や海外販路拡大が促進され、地域企業成長や地域活性化に繋がる期待が大きく、実際にこれまで、200億円超の地域案件支援を実施してきている。</p>
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—